

労働政策審議会  
職業能力開発分科会 若年労働者部会

(平成17年7月20日現在)

| 区分    | 氏名                      | 役職                       | 備考 |
|-------|-------------------------|--------------------------|----|
| 公益代表  | せい け あつし<br>清 家 篤       | 慶應義塾大学商学部 教授             |    |
|       | みや ほと みちこ<br>宮 本 みち子    | 放送大学教養学部 教授              |    |
|       | こ すぎ れい こ<br>小 杉 礼 子    | 独立行政法人労働政策研究・研修機構 副統括研究員 |    |
| 労働者代表 | たに ぐち げん<br>谷 口 元       | 全国ガス労働組合連合会 書記長          |    |
|       | おく しま かなえ<br>奥 島 加奈恵    | 日本労働組合総連合会 男女平等局長        |    |
|       | むら かみ よう こ<br>村 上 陽 子   | 日本労働組合総連合会 雇用法制対策局部長     |    |
| 使用者代表 | いわ まつ かほる<br>岩 松 かほる    | (社)日本経済団体連合会 教育問題グループ長   |    |
|       | やま の 野 ひさ こ<br>山 野 ひさ 子 | ビューティートップヤマノ 代表取締役副社長    |    |
|       | すぎ うら きた と<br>杉 浦 桂 人   | 全国中小企業青年中央会 会長           |    |

労働政策審議会職業能力開発分科会運営規程

第一条 労働政策審議会職業能力開発分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各六人とする。

第三条 分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があったとき、分科会長が必要があると認めるときまたは委員等の三分の一以上から請求があったときに分科会長が招集する。

2 会長または委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、第六条に規定する部会について準用する。

第四条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理人を出席させることができる。ただし、代理人は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものととして取り扱う。

第五条 会議は、原則として公開する。

第六条 分科会に、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）第六条第一項に規定する勤労青少年福祉対策基本方針の策定に関する事項及び勤労青少年の福祉の増進に関する専門の事項その他若年者の職業能力開発に関する事項を調査審議させるため、若年労働者部会（以下「部会」という。）を置く。

第七条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各三人とする。

第八条 部会が、勤労青少年福祉法第六条第一項に規定する勤労青少年福祉対策基本方針の策定に関する事項について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第九条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部長が部会に諮って定める。

第十条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成十三年一月二十四日から施行する。

附 則

この規程は、平成十七年七月二十日から施行する。

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>第五条 会議は原則として公開する。</p> <p>第六条 分科会に、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）第六條第一項に規定する勤労青少年福祉対策基本方針の策定に関する事項及び勤労青少年の福祉の増進に関する専門の事項その他若年者の職業能力開発に関する事項を調査審議させるため、若年労働者部会（以下「部会」という。）を置く。</p> <p>第七条（略）</p> <p>第八条 部会が、勤労青少年福祉法第六條第一項に規定する勤労青少年福祉対策基本方針の策定に関する事項について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。</p> | <p>第五条 分科会に、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）第六條第一項に規定する勤労青少年福祉対策基本方針の策定に関する事項及び勤労青少年の福祉の増進に関する専門の事項を調査審議させるため、勤労青少年部会（以下「部会」という。）を置く。</p> <p>第六条（略）</p> <p>第七条 部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。</p> |

労働政策審議会職業能力開発分科会運営規程(案)

第一条 労働政策審議会職業能力開発分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各六人とする。

第三条 分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があったとき、分科会長が必要があると認めるときまたは委員等の三分の一以上から請求があったときに分科会長が招集する。

2 会長または委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、第六条に規定する部会について準用する。

第四条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。

ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものととして取り扱う。

第五条 会議は、原則として公開する。

第六条 分科会に、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号） 第六条第一項に規定する勤労青少年福祉対策基本方針の策定に関する事項及び勤労青少年の福祉の増進に関する専門の事項その他若年者の職業能力開発に関する事項を調査審議させるため、若年労働者部会（以下「部会」という。）を置く。

第七条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各三人とする。

第八条 部会が、勤労青少年福祉法第六条第一項に規定する勤労青少年福祉対策基本方針の策定に関する事項について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第九条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

第十条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成十三年一月二十四日から施行する。

附 則

この規程は、平成十七年七月二十日から施行する。

労働政策審議会職業能力開発分科会若年労働者部会運営規程（案）

第一条 労働政策審議会職業能力開発分科会若年労働者部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）、労働政策審議会運営規程及び職業能力開発分科会（以下「分科会」という。）運営規程に定めるもののほか、この規程の定めることによる。

第二条 部会の会議（以下単に「会議」という。）は、分科会長の請求があつたとき、部会長が必要があると認めるとき又は部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の三分の一以上から請求があつたときに部会長が招集する。

2 分科会長又は委員等は、部会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び分科会長に通知しなければならない。

第三条 委員等は、部会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものととして取り扱う。

第四条 会議は、原則として公開する。

附則

この規程は、平成十七年八月二日から施行する。

労働政策審議会職業能力開発分科会若年労働者部会運営規程

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>第一条 労働政策審議会職業能力開発分科会若年労働者部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）、労働政策審議会運営規程及び職業能力開発分科会（以下「分科会」という。）運営規程に定めるもののほか、この規程の定めることによる。</p> | <p>第一条 労働政策審議会職業能力開発分科会勤労青少年部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）、労働政策審議会運営規程及び職業能力開発分科会（以下「分科会」という。）運営規程に定めるもののほか、この規程の定めることによる。</p> |



## 労働政策審議会職業能力開発分科会勤労青少年部会運営規程

第一条 労働政策審議会職業能力開発分科会勤労青少年部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）、労働政策審議会運営規程及び職業能力開発分科会（以下「分科会」という。）運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 部会の会議（以下単に「会議」という。）は、分科会長の請求があったとき、部会長が必要があると認めるとき又は部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の三分の一以上から請求があったときに部会長が招集する。

2 分科会長又は委員等は、部会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び分科会長に通知しなければならない。

第三条 委員等は、部会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものととして取り扱う。

第四条 会議は、原則として公開する。

### 附 則

この規程は、平成十六年三月十日から施行する。

## 第 8 次勤労青少年福祉対策基本方針に関する基本的方向性（案）

## 1. 目的

若年者が働く喜びを見だし、自信と意欲をもって社会参加ができるようにするため、勤労青少年福祉行政において、従来の余暇活動の支援に留まらず、地域における若年者の職業意識の高揚を図り、職業的自立支援を図る取組に重点を置き、若年者の職業的キャリア形成に資することを目的とし、講ずべき方針を明確にするため策定する。

## 2. 柱立て（案）

- ・ 勤労青少年（若年者）を取り巻く現状
- ・ 勤労青少年福祉行政の方向性
- ・ 職業生活の充実
  - 職業意識の啓発の推進
  - 的確な職業選択・職場定着の支援
  - 職業生活に必要な能力開発の推進
  - 労働条件等の整備充実に関する支援
- ・ 国際交流の促進
- ・ 勤労青少年ホームの活性化

## 第8次勤労青少年福祉対策基本方針策定における ポイント（案）

### 1. 勤労青少年を取り巻く現状

厳しい雇用失業情勢や急激な産業構造の変化及び少子化等の中、依然高水準のままである若年失業率や増加するフリーター等の状況を整理

### 2. 勤労青少年福祉行政の方向性

現状を踏まえた場合、青少年の能力が最大限活かされた社会の実現が不可欠。このため、勤労青少年が充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人としてすこやかに成育するよう配慮されるものとする勤労青少年福祉行政の基本理念に即し、社会参加活動等による自由時間の生活充実を通じての、社会の一員としての自覚を深めることや、健全な社会人、職業人としての育成に資するという従来からの方向性に対し、増加するフリーター等にかんがみ、就業・職場定着、職業意識啓発、キャリア形成支援への重点化が必要

### 3. 職業生活の充実

職業意識啓発、就職支援、キャリア形成支援等に関する一層の強化。キャリア形成支援に関しては、若年者向けキャリアコンサルティングの技法について、行政機関や企業などにおける活用を促進

### 4. 国際交流の促進

国際交流の促進としてワーキング・ホリデー制度を活用。同制度について、青少年の国際的相互理解を深め、国際感覚と自主性を培うという従来からの役割に加え、キャリア形成の観点からの有効性に着目し、国際化に対応できる企業人としてのキャリア形成促進に活用

### 5. 勤労青少年ホームの活性化

勤労青少年ホームに求められる機能として、キャリア形成支援のための相談機能をはじめとした人間力の強化等について、地域の実情を踏まえつつ充実することにより同ホームを活性化させ、利用を促進

## 第8次勤労青少年福祉対策基本方針策定スケジュール案

|         |              |                   |
|---------|--------------|-------------------|
| 8月2日    | 若年労働者部会開催    | 基本方針策定の方向性その他     |
|         | 事務局素案作成      | (勤労青少年団体役員ヒアリング等) |
| 10月上～中旬 | 若年労働者部会開催    | 基本方針案審議           |
|         | 事務局修正        |                   |
| 12月下旬   | 若年労働者部会開催    | 基本方針案審議           |
|         | 都道府県知事宛意見照会等 |                   |
| 平成18年   |              |                   |
| 1月下旬目処  | 若年労働者部会開催    | 基本方針案諮問・答申        |
|         |              | 答申後記者発表           |

## 第8次勤労青少年福祉対策基本方針作成根拠

### 1. 根拠条文

勤労青少年福祉法第6条

### 2. 方針に定める事項（第6条第2項）

- (1) 勤労青少年（注1）の職業生活の動向（注2）に関する事項
- (2) 勤労青少年の福祉（注3）の増進について講じようとする施策の基本となるべき事項

（注1）他人に雇用されて働く青少年を中核としつつ、求職者、職業訓練を受けている者、家内労働者等を含む。

（注2）勤労青少年の就労状況（離転職、職務様態等）、余暇生活、生活意識等

（注3）職業指導の充実、職業訓練の奨励、福祉施設（勤労青少年ホーム）の設置

### 3. 方針を定めるに当たって考慮すべき事項（第6条第3項）

勤労青少年の労働条件、意識並びに地域別、産業別及び企業規模別の就業状況等

### 4. 意見聴取（第6条第4項）

あらかじめ労働政策審議会の意見を聞くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

## 勤労青少年福祉法について

勤労青少年福祉法は、勤労青少年の福祉に関する原理を明らかにするとともに、勤労青少年について、職業指導の充実、職業訓練の奨励、福祉施設の設置等の措置を計画的に推進し、もって勤労青少年の福祉の増進を図ることを目的として、昭和45年5月25日に公布・施行されたものである。

その主な内容は次のとおりである。

- ① 勤労青少年の福祉についての基本的理念と勤労青少年の福祉の増進に関する事業主、国及び地方公共団体の責務を明らかにしたこと  
【第2条～第4条】
- ② 勤労青少年の日（7月第3土曜日）を設けたこと  
【第5条】
- ③ 厚生労働大臣は勤労青少年福祉対策基本方針を定め、都道府県知事はこれを参酌して都道府県勤労青少年福祉事業計画を策定するように努めるものとしたこと  
【第6条、第7条】
- ④ 国、地方公共団体等は、勤労青少年に対して、職業指導の充実、職業訓練の奨励、余暇の有効活用に必要な事業の奨励等の福祉の措置を講ずるものとしたこと  
【第8条～第11条、第14条】
- ⑤ 事業主は、その雇用する勤労青少年が職業訓練校又は高等学校の定時制、通信制の過程等に学ぶ場合は、そのために必要な時間を確保することができるような配慮に努めるものとしたこと  
【第12条】
- ⑥ 事業主は、一定の事業場ごとに勤労青少年福祉推進者を選任するように努めるものとしたこと  
【第13条】
- ⑦ 地方公共団体は、勤労青少年ホームを設け、勤労青少年ホーム指導員を置くように努めるものとしたこと  
【第15条、第16条】

## 勤労青少年福祉法（第1章 総則から抜粋）

### （目的）

第1条 この法律は、勤労青少年の福祉に関する原理を明らかにするとともに、勤労青少年について、職業指導の充実、職業訓練の奨励、福祉施設の設置等の措置を計画的に推進し、もつて勤労青少年の福祉の増進を図ることを目的とする。

### （基本的理念）

第2条 すべて勤労青少年は、心身の成長過程において勤労に従事する者であり、かつ、特に将来の産業及び社会をになう者であることにかんがみ、勤労青少年が充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人としてすこやかに成育するように配慮されるものとする。

第3条 勤労青少年は、勤労に従事する者としての自覚をもち、みずからすすんで有為な職業人として成育するように努めなければならない。

## 第1次方針から第7次方針までの概要

### 1. 第1次勤労青少年福祉対策基本方針（運営期間 昭和46～50年度）

勤労青少年の福祉に関する行政は、国、都道府県及び市町村それぞれが分担しており、多岐にわたる行政の有機的連帯を確保し、勤労青少年福祉対策の一貫性・総合性を確保するため、勤労青少年福祉法第6条で「勤労青少年福祉対策基本方針」が策定されることとされ、第1次勤労青少年福祉対策基本方針は、昭和46年5月に策定された。

この第1次勤労青少年福祉対策基本方針は、施策の基本となるべき事項として、

- ①勤労青少年の福祉の増進に関する気運の醸成
- ②適職の選択及び職業への適応に関する措置
- ③職業訓練の奨励
- ④職場環境の整備
- ⑤余暇時間の有効活用

の5項目を掲げた。

### 2. 第2次勤労青少年福祉対策基本方針（運営期間 昭和51～55年度）

第2次基本方針は、第1次基本方針を踏襲しつつ、

- ①勤労青少年福祉増進に関する気運の高揚
- ②職業指導、職業相談の充実等による職業選択の適性化と職業適応の促進
- ③職業訓練制度の充実、職業職業訓練に関する啓もう等による職業訓練の奨励等
- ④勤労青少年福祉推進者制度の充実、職場環境の整備等企業内における福祉対策の推進
- ⑤福祉施設の整備、指導者の養成、スポーツ・クラブ活動の振興等健全な余暇活動の推進などを主な内容とし、これに基づき各般の施策が進められた。

### 3. 第3次勤労青少年福祉対策基本方針（運営期間 昭和56～60年度）

第3次基本方針は、第1次及び第2次基本方針を受け継いだものであったが、新たな方向性が加えられることとなった。その1つは、社会参加の促進である。余暇活動の充実策として、従来スポーツ活動やクラブ活動の振興があげられていたが、第3次の方針ではこれらに加えて社会参加の促進があげられ、ボランティア活動等の自主的な参加が行われるよう、必要な知識、技術等に関する講習会等の開催等を促進し、気運の醸成を図るものとされた。次に国際交流の促進である。国際化が急速に進展する中で、勤労青少年を国際感覚豊かな職業人として育成することが重要であることから、日本とオーストラリアとの間で取り決められたワーキング・ホリデー制度をはじめとして、国や地方公共団体が実施する国際交流事業において勤労青少年の交流を積極的に促進するよう努めることとされた。



#### 4. 第4次勤労青少年福祉対策基本方針（運営期間 昭和61年度～平成2年度）

第4次基本方針は、第3次基本方針においてはじめて取り上げられた社会参加活動の促進について、勤労青少年ホームにおいては、ボランティア活動に関する意識を高揚し、必要な知識、情報等を提供する講習会の開催、ボランティア・リーダーの養成など社会参加のための環境整備に努めることとされ、これを踏まえ、61年度より、勤労青少年ホームにおいて、「ボランティア体験講習会」、「ボランティア・リーダー養成講座」が開催されることとなった。また、第4次基本方針は、勤労青少年の自己啓発の重要性を指摘し、勤労青少年ホームにおいて自己啓発のための研修機会を提供する等により、自己啓発の促進に努めることとされた。

#### 5. 第5次勤労青少年福祉対策基本方針（運営期間 平成3～7年度）

第5次基本方針は、従来の基本方針とその成果を踏まえつつ、「勤労青少年の自立と参加」を基調とし、職場生活と余暇生活の充実をはじめ社会参加活動、国際交流の一層の促進について具体的施策を示すとともに、特に、勤労青少年自身の自発的・積極的態度を引き出していくために、勤労青少年指導者体制の整備及び勤労青少年指導者教育の促進に重点を置いた。

#### 6. 第6次勤労青少年福祉対策基本方針（運営期間 平成8～12年度）

第6次基本方針は、勤労青少年福祉行政の基本的方向を、これまでの指導と援助を重視した考え方から、多様な可能性を持つ勤労青少年が職業生活等の様々な場面で自律的に選択を行い、主体的に地域、国際社会等にかかわっていけるよう支援するという、自己責任を持った自律性を重視した考え方に発展させ、そのための具体的な環境づくり、拠点づくりを提唱するとともに、勤労青少年ホームのあり方についても、今後の勤労青少年ホームに期待される機能（情報発信基地としての機能、社会人・職業人・国際人としての知識体得の場としての機能、地域に根ざした活動の場としての機能、相談機能）を提示するなど、これからの勤労青少年福祉対策に新たな方向付けを行った。

#### 7. 第7次勤労青少年福祉対策基本方針（運営期間 平成13～17年度）

第7次基本方針は、今後少子・高齢化が急速に進展するところから、勤労青少年には、これまで以上に主体的、積極的に自己を確立し可能性を伸ばすこと、有為な社会人、職業人として成長しその責任を果たすことが強く期待されていることから、勤労青少年の働きがいのある職業生活の実現と勤労青少年の自律、健全な育成を目指すための対策として、勤労青少年の職業意識の啓発や職業能力の開発の推進等職業生活を充実させるための施策、社会参加活動や世代間交流、国際交流の促進等のほか、勤労青少年ホームの機能の充実、活性化等について基本的な施策を示し、地域の実情や自主性に配慮しながら、勤労青少年福祉対策の一層の推進を図ることとした。